



2018年6月8日

各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目14番14号
株式会社 ラクーン
代表取締役社長 小方 功
(コード番号：3031 東証第一部)
問い合わせ先：
取締役財務担当副社長 今野 智
電話：03-5652-1711

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する方針を決議し、2018年7月28日開催予定の第22回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては今後決定次第改めてお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社は、本日付の「会社分割による持株会社体制への移行及び定款一部変更（商号及び事業目的）に関するお知らせ」に記載のとおり、2018年11月1日（予定）に持株会社体制に移行する旨を公表しております。これに先立ち、取締役会の監督機能のさらなる向上、意思決定の迅速化と機動性の強化を図り、コーポレートガバナンスの実効性をより高めるために、監査等委員会設置会社に移行することとしました。

(2) 移行の時期

2018年7月28日開催予定の第22回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うものであります。
- ②監査等委員会設置会社への移行と合わせ、事業年度における取締役の経営責任を明確化するために、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い責任限定契約を締結できる取締役の範囲が変更されたため、業務執行を行わない取締役につきましても期待される役割を十分に

発揮できるよう、当社現行定款の一部をそれぞれ変更するものです。

③上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2018年7月28日

定款変更の効力発生日（予定） 2018年7月28日

以上

(下線部は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p>第1条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(第2項新設)</p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(第2項新設)</p> <p>(第3項新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略) 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第1条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は10名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を定め、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

<p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(新設)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 30 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第 31 条 当会社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第 32 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 27 条 当会社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 31 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--

<p><u>(監査役の選任)</u> <u>第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の任期)</u> <u>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役の前員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削除)

<p>(社外監査役との責任限定契約) <u>第 42 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の設置) <u>第 32 条 当社は、監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第 33 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 会 計 監 査 人</p>	<p>第 6 章 会 計 監 査 人</p>
<p>第 43 条～第 45 条 (条文省略)</p>	<p>第 36 条～第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第 47 条～第 50 条 (条文省略)</p>	<p>第 40 条～第 43 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p>
	<p><u>第 44 条 当社は、第 22 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上	<p><u>2 第 22 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 42 条の定めるところによる。</u></p> 以上
----	--